

橿原市廃棄物減量等推進審議会議事録

会 議 名	令和 2 年度第一回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和 2 年 11 月 4 日（水） 午前 10：00～11：50（1 時間 50 分）
開催場所	クリーンセンターかしはら 3F 研修室
出席委員	川上委員、榊谷委員、米川委員、尾田委員、中村委員、鶴田委員、紙本委員、当麻委員 以上 8 名
欠席委員	中澤委員、原田委員 2 名
事 務 局	環境づくり部：中西部長、塩野副部長、広瀬副部長 環境企画課：高橋課長、西村補佐、梶井主査、寺西技術員 環境業務課：広瀬副部長（課長兼務）、服部補佐 環境保全課：吉川課長、瀬尾補佐 環境衛生課：宮田課長
次 第	1. 開会 2. 部長挨拶 3. 委員紹介 4. 副会長、職務代理の選出 5. 報告 ・令和元年度橿原市一般廃棄物処理事業報告 6. 審議 ・橿原市一般廃棄物処理基本計画の取組について 7. 確認 ・次回審議会の開催日程について 8. 閉会 （配布資料） 令和 2 年度第一回橿原市廃棄物減量等推進審議会次第 【資料 1】 橿原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 【資料 2】 橿原市廃棄物減量等推進審議会関係法令 【資料 3】 令和元年度一般廃棄物処理事業（報告） 【資料 4】 橿原市一般廃棄物処理基本計画の取組について
傍聴人数	1 名
担当部署 （事務局）	環境づくり部 環境企画課 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 1038-2（クリーンセンターかしはら） TEL：0744-27-7757／FAX：0744-27-7753 E-mail： kankyokikaku@city.kashihara.nara.jp

次第１：開会

会長より、開会にあたっての挨拶。

次第２：部長挨拶

今年度の事務局職員の紹介の後、代表して環境づくり部長より挨拶。

次第３：委員紹介

新たに着任された委員を紹介。

次第４：副会長、職務代理の選出

樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則に基づき、委員の互選により、副会長に榊谷委員を選出。また、同施行規則に基づき会長の指名により職務代理に米川委員を選出。

次第５：報告

○ 令和元年度樫原市一般廃棄物処理事業（報告）

資料３を用いて、事務局より報告。

<以下、本議題における質疑内容>

（委員）

香芝市の１トンあたりの処理経費が他と大きく異なるが、香芝市と樫原市の違いは何か。

（事務局）

この試算は歳出だけを対象にしています。本市においては発電事業の歳入が別途ありますが、この試算に歳入は反映されておらず、一方で発電にかかる経費のみが計上されており、結果として１トンあたりの経費については高くなっています。

（委員）

ごみ問題で最近注目されているのはプラスチックごみと食品ロスだと思うが、食品ロスについての対策があまり見られない。３Ｒに関する市民への啓発活動が今後ますます必要になってくるのではないかと思う。

(委員)

浄化センターにおける長期包括運営委託の導入について、その後の状況はどうか。

(事務局)

今年度4月より事業を開始しており、施設の運転や点検整備についても適正に行われています。また、包括事業者より提案のあった汚泥の堆肥化事業についても、令和3年度からの実施に向けて協議を進めているところです。

(委員)

長期の契約なので、十分なモニタリングの上、適正な運営に努めていただきたい。

次第6：審議

○ 橿原市一般廃棄物処理基本計画の取組について

資料4を用いて事務局より説明。

＜以下、本議題における質疑内容＞

(委員)

指定ゴミ袋のサイズ別の売り上げ比率はどうか。

(事務局)

令和元年度実績で、大・45Lが41.7%、中・30Lが34.3%、小・20Lが24.0%となっています。

(委員)

お得感があるということかもしれないが、大サイズの売れ行きがよい。特小サイズのごみ袋は少数のところに焦点を当てた対応と理解している。

(委員)

福祉の立場からは10Lのごみ袋は大賛成。週2回の可燃ごみの日に、ごみを出していない世帯に声掛けをしているが、独居世帯では現在の小サイズの袋では満杯にならないからもったいないという声が多い。できれば2022年4月の実施予定を早めていただくことと、単価についても検討していただきたい。

（事務局）

可能な限り早い段階で実施させていただきたいと思います。1回あたりのごみ排出量が減少傾向にある中で、20Lのごみ袋を持て余すご家庭も発生してきており、経済的に余分な負担をいただいている格好になっています。これを解消することに加え、生ごみは腐敗し臭いがしますので、こまめに週2回排出できるようにという考えで、導入を検討いたしました。ちなみに、10Lよりも小さなサイズも検討しましたが、風で飛んでしまうといったことも想定されたため、まずは10Lとさせていただいています。

価格につきましては、他のサイズと価格の整合を取るため、リットルあたりの単価を同一にする必要がありますので、1枚あたり11円のご負担についてはご理解いただきたいと思います。

（委員）

プラスチックごみに関しては、昨年あたりから中国向けのルートが途絶え、最近は東南アジア方面に若干流れていると聞いているが、国内処理をやっていかなければならないと国も考えていると思う。現在、国内での廃プラスチック類の受け入れ先の目途は立っているのか。

（事務局）

まだ具体的な目途は立っていないと考えています。国の方では、当面は事業系の廃プラスチック類について、多量排出事業者に働きかけるなどして制度を作っていくということです。そちらの施策が進んでいく中で、どのように施設が整備され処理されていくのか、といったことははっきりしてくると思います。その流れの中で、家庭系の廃プラスチック類の処理についても具体的に見えてくるのではないかと考えています。

（委員）

ごみ袋については、75%ぐらいは大サイズと中サイズを使っている状況だが、わざわざ費用をかけて10Lを増やす必要があるのか。小サイズをやめて特小サイズを作るといったことは検討しなかったのか。

（事務局）

検討いたしましたが、20Lがちょうどよいご家庭もありますので、作成をやめることにも問題があります。まず追加をさせていただいて、売上に応じて調整し、需要がなくなっ

から廃止とすればよいと考えています。

一軒あたりの人口が減る傾向にある中では、ごみの減量施策と相まって、一回あたりの排出量がどんどん減ってくることになります。今のうちに特小サイズを準備させていただいて、あらかじめ備えるということも含め、今回ご提案させていただいています。

（委員）

前回の審議会で議論になった指定ごみ袋の取り扱いについて、改めて説明をお願いしたい。

（事務局）

ご指摘いただいたのは、ごみ袋を景品等に使うことはお控えいただきたいとお知らせした件かと思います。指定ごみ袋には処理手数料が付加されており、その価格は条例で定められています。それを景品にして配布することは、制度上で問題が発生しますので、避けていただきたいと思っています。

（委員）

イベント等で景品とするにしても、指定ごみ袋を誰かが購入して調達しているのであり、処理手数料は支払われていることに変わりはないのではないかと。また、各種活動においては袋をあげている例もある。それはどうなのか。

（事務局）

処理手数料は、市民の皆様がごみ処理サービスを楽しむ際の対価としてご負担いただくもので、受益者負担の考えに基づいています。多くのごみを排出される方が、より多くの対価を負担いただくということで、人と負担の関係を図っていますので、負担された方と排出される方を同じにさせていただきたいというのが市の考え方です。また、自治会活動の中で、慰労の念を込めてご配布されることまで禁止しているわけでありませんので、有料化の本来の趣旨をご理解いただいた上で、ご使用いただければと思います。

（委員）

橿原市のごみの分別は他都市に比べて緩いため、ごみ袋に入れてしまえば何でも受け入れてもらえると思われているのではないかと。若い世帯の方は、忙しいためかあまり分別がされていないように思う。ペットボトルやプラスチックトレイ、牛乳パックなどの分別を段階的に取り入れていくことはできないか。規制や分別回収の方法などを考えていただく必要があるように思う。

(事務局)

収集の際には、不適切なものが混ざっていたら回収せず、警告シールを貼らせていただいで、後日分別されていけば回収するとしています。

(委員)

ペットボトルなども、多少なりとも入っていたら置いて行かれるのか。

(事務局)

ペットボトルや金属類でも同様です。

(委員)

プラスチックトレイについてはどうか。

(事務局)

今のところはごみ袋に入っているだけでも受入処理しています。先程から述べていますように、プラスチック類全体を国の方で制度を決めて処理していく方向ですので、おそらくラップや発泡トレイなども対象となっていくと考えています。自治体の枠を超えて処理するようなフローを国の方で作っていくと思うので、その施設にどのように各ご家庭から出されたものを繋げていくのかというような制度になるかと思います。具体的に明らかになれば、審議会でご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

毎日排出されるごみとしては、食事などに関係するようなプラスチックトレイや、お茶のペットボトルなどがほとんどだと思う。そういうところに対する段階的な導入というのも検討してもらいたい。

(委員)

コロナの影響で容器包装プラスチックのごみが増えているということだが、樫原市の状況はどうか。

(事務局)

容器包装リサイクル法に則る品目としましてはプラボトルとペットボトルが対象であり、

年間約100tで推移している状況で、昨年度については若干減っています。

（委員）

分別対象になっていないので、確定的な数値は出せないということか。

（事務局）

それもありますが、コロナの影響を受けるのは今年度からになりますので、今後経過を見ていきたいと思います。

（委員）

収集段階において、プラスチック資源を収集するとコストの増加が想定されているが、この点については民間委託を検討したほうがよいと思う。今の段階ではどう考えているか。

（事務局）

全体の収集体系も含めて、どこを民間委託していくかは検討中です。

（委員）

例えば繊維業において、端切れであったり商品のロスなどは、よく産業廃棄物として処理されているが、市の方で産業廃棄物の焼却を行ったりはしていないのか。事業者から、コロナ禍で廃棄物処理費用の削減をしたいというような相談を受けられた場合にどう答えるのか、参考に教えてほしい。

（事務局）

繊維類につきましては国の方から基準が示されており、半分以上が天然由来ですと一般廃棄物、反対に石油由来ですと産業廃棄物となるため、本市でもこれに従って処理しています。加えて本市では、排出事業所の周辺の衛生状態を清潔に保つために、排出に利用されるゴミ袋も産業廃棄物とは見做していません。ただ、製品自体がプラスチック製のものについては産業廃棄物となりますので、事業者責任の中で処理されていくべきものだろうと思っています。

（委員）

企業ではゴミ箱を5つほど並べて分別に取り組んでいたが、同じことを家庭でやることは難しい。実際にプラスチックごみを分別するようになった時は、市民に行動をとってもら

うための広報等を十分に検討してもらいたい。

（委員）

プラスチック問題というのは非常に厄介である。市民生活に浸透し、いろんな面で質的な市民生活の向上に大いに貢献してきたものであり、これをどのように新しい生活様式に転換していくかという大きな課題である。国の動向もあると思うが、時には先駆的な取組もいろいろと考えていただいて、構想を練り上げていただきたい。製造段階、流通段階でも様々に取り組まれているが、市民生活レベル、事業者レベルが最終的な消費段階であり、この問題の決着の決定打になる場所であると思う。各所の動向をいろいろと勘案し、鋭意取り組んでいただきたい。

（委員）

家庭での分別は、特に子育てや共働きの世帯では難しいと思う。橿原市に合った制度を考えてほしい。

（事務局）

特小サイズのごみ袋については、他のサイズとの兼ね合いや導入時期の前倒しなどのご意見をいただきましたが、基本的にはご理解いただけたものと思います。予算措置や条例改正も必要となってくるので、今年度から実施に向けて進めていきます。

プラスチックごみについては、国が方針を示せばそれに従う形で取組を進めることになるかと思います。家庭における負担などについてはよく認識していますので、どういう形で導入していくのか、よく検討していきます。

次第 7：確認

○ 次回審議会の開催日程について

事務局より説明。

- ・議事録については事務局案を各委員に郵送にて確認の後、確定の手続きを進める。
- ・次回については新型コロナウイルスの収束状況を見極めながら調整する。予定では2月頃を考えており、改めて日程調整を行う。

次第 8：閉会

会長の閉会宣言により、閉会。